

山形県再犯防止推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 山形県における再犯の防止等に関する施策を推進するため、山形県再犯防止推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画（仮称）の策定及び推進等に関すること。
- (2) その他、山形県における再犯の防止等の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体を構成員として組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は山形県健康福祉部次長が務める。
- 3 会長は、会務を総括し、これを代表する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 3 必要に応じて、協議会の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(個人情報保護)

第5条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、山形県健康福祉部地域福祉推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

別表（第3条関係）

山形県再犯防止推進協議会構成団体

区分	所 属	
国	山形保護観察所	
	山形刑務所	
	仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所	
	山形地方検察庁	
更正 保護 団体	山形県保護司会連合会	
	更生保護法人 羽陽和光会	
	更生保護法人 山形県更生保護事業協会	
	山形県更生保護女性連盟	
	山形県B B S連盟	
関係 団体 等	特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構	
	特定非営利活動法人 鶴岡ダルク	
	山形県弁護士会	
	山形県地域生活定着支援センター	
	山形県社会福祉協議会	
	山形県老人クラブ連合会	
	山形県知的障害者福祉協会	
	山形県救護施設連絡協議会	
	山形県民生委員児童委員協議会	
	山形県社会福祉士会	
	山形県老人福祉施設協議会	
特定非営利活動法人東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里		
県	山形県健康福祉部	事務局